

知っていますか

クーリング・オフ制度

クーリング・オフは、特定の取引において、消費者から無条件で申し込みの撤回や契約解除ができる制度です。

商品やサービスを契約した後も、一定期間内であれば、制度の利用が可能です。



特定商取引法により クーリング・オフ できる取引類型 と 適用期間

できる取引類型		適用期間 *
訪問販売	キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む	8日間
電話勧誘販売	電話で勧誘をして申し込みを受ける販売方法	
特定継続的役務提供	エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、美容医療の一部	
訪問購入	業者が消費者の自宅等を訪ねて商品の買い取りを行うもの	20日間
連鎖販売取引	マルチ商法、ネットワークビジネス	
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法等	

* 適用期間：「買った日・契約した日から」ではなく、契約書などの法定書面を受け取ってから起算



クーリング・オフの方法

- 書面：手紙、ハガキ
- 電磁的記録：電子メール、専用サイト、ファックスなど



クーリング・オフの通知を保存

通知書のコピー、送信したメール、専用フォームの通知画面等のスクリーンショット、ファクス原稿等。契約書などの法定書面とともに5年間保管を。



クーリング・オフ制度の詳細(手続きの方法等)は、埼玉県HP内に掲載。
右の二次元コードを読み取って、ページにアクセスしてください。



よく分からない・判断に不安がある方は

埼玉県消費生活支援センター

川口

☎ 048-261-0999

熊谷

☎ 048-524-0999

相談専用電話 受付時間:月～土曜日 ※ 土曜日は、どちらかのセンターにつながります。
9:00～16:00(祝日・12月29日～1月3日を除く)



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」